

## 質問書回答

2015年9月24日

「(案件名)セルビア国国家乳がん対策プログラム改善プロジェクト」

(公示日:2015年9月9日/公示番号:150728)について、質問の回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答(案)
1	業務指示書4頁 第7 見積価格及び内訳書 業務指示書16頁 5. 業務の留意事項 (1)活動計画・フェーズ分け	契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りを作成するように求められています。 また、「活動計画・事業のフェーズ分け」では、2つの契約期間として以下が示されています。 第1期:2015年11月~2016年10月 第2期:2016年12月~2018年10月 業務指示書、第7の見積価格及び内訳は、上記2期の契約期間に分けた見積もりと全体の見積もりを用意するという理解でよろしいでしょうか。	各期の内訳と全体の見積もりを作成ください。
2	業務指示書19頁「6. 業務の内容」、 業務指示書31頁 1. 業務工程計画 (1)業務実施期間	19頁の項目6では、「このうち本契約では、第1期(2015年11月から2016年10月)に実施する業務を対象とする。」という記載があります。本件の第2期業務(2016年12月~2018年10月)につきましては、第1期受注者が随意契約により継続することは担保されていない、というご見解でしょうか。	第1期終了後に第2期の契約を行いますが、基本的に継続契約を想定します。
3	業務指示書19頁 5. 業務の留意事項 (11)広報活動	セルビアでは民間企業をはじめ、慈善団体などが乳がん検診推奨の広報に協賛していますが、例えば、日本や欧米の民間企業や現地の慈善団体などと連携して広報活動を図ることは可能でしょうか。	可能ですが、その際の活動費は100万円/1期を想定します。

通番号	当該頁項目	質問	回答(案)
4	業務指示書 19 頁 5. 業務の留意事項 (12) ローカルスタッフ	指示書では、研修マネジメント、調整業務・ロジ支援等を行うローカルスタッフの配置について記載がございますが、セルビアで業務を行う際にはセルビア語 英語(またはセルビア語 日本語)の通訳・翻訳担当者を配置する必要があると考えております。ロジ担当のスタッフに加え、通訳業務を担当するスタッフの費用の計上は可能でしょうか。	必要に応じて計上ください。
5	20 頁(2)合同調整委員会(JCC)の開催支援	JCC の開催支援との記載ですが、JCC の開催にかかる費用(会場費、茶菓子代等)の計上は不要でしょうか。また、茶菓子代や参加者交通費に係る JICA 事務所の規定額をお教え下さい。	会場は保健省内の会議室の使用を予定しており、茶菓子代や参加者交通費は先方保健省の負担となっているため、それぞれ計上は不要です。
6	21 頁(5)ベースラインの把握(現状分析) / NBCPP のレビュー	ベースライン調査実施の際に、データ収集等にローカルコンサルタントを雇用することは可能でしょうか。	必要に応じて計上ください。
7	23 頁(7)NBCPP 責任機関に対する研修(本邦研修) 2)医療技術者等に対する研修の実施	研修期間は 2 週間を目安とするとのことですが、セルビア - 日本間の移動日を含めて 2 週間という理解でよろしいでしょうか。	移動日も含め、2 週間を目安とします。
8	23 頁(9)必要な資機材の調達について	3 行目「コンサルタントは調達の必要性が認められた車両や医療機材(スペアパーツ、消耗品および更新機材等)に関し～、」という点につきまして、ここでいう「調達の必要性が認められた車両や医療機材」というのは、現地調査の結果、内容が確定したパイロットサイトでの活動の実施の際に必要な場合(第 2 期実施時)、という理解でよろしいでしょうか。その場合、本プロポーザルに計上していなくても、パ	指示書(9)に記載の通り、現時点で機材の調達は想定していませんが、本プロポーザルに計上していなくても、ベースライン調査により機材の調達が必要と認められた場合には、その時点で契約変更を行います。また、「調達の必要性が認められた車両や医療機材」とは、パイロットサイトでの活動の実施の際に必要な機材を指します。

通番号	当該頁項目	質問	回答(案)
		<p>イロット活動が決定した時点で必要と判断された資機材は別途第 2 期の契約時に計上し、調達できる、という理解でよろしいでしょうか。また第 2 期業務の円滑な実施を勘案しますと、調達手続きに関しては、第 1 期の時点で実施した方がよいと思われませんが、それは可能でしょうか。</p>	
9	<p>23 頁 (9)必要な資機材の調達について 32 頁 6. その他留意事項 (2) 一般業務費</p>	<p>下から 3 行目「その他にコンサルタントが業務に必要と考える機材があれば、プロポーザルに機材名、必要数、仕様、参考銘柄、現地調達の可否、見積価格、必要と判断される理由、用途等を提案し、別見積もりとする」とあります。一方、32 ページ 6(2)には、「レンタカー、ドライバー、車両の維持管理費、エアコン、コピー機、プリンター等の維持管理費を一般業務費の見積もりに含める」と記載されております。前段は第 2 期で必要と想定される機材等、後段は第 1 期(プロジェクト全般)を通じて必要とされる費用を指しており、第 2 期で必要と想定される費用については別見積もりで計上するという理解でよろしいでしょうか。 また、「エアコン、コピー機、プリンター等の維持管理費」との記載ですが、これらの機材は既に用意されており購入不要との理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>下から 3 行目の記載に関しては、通番号 8 の回答を参照ください。なお、基本的に JICA は資機材の調達を想定していませんが、それ以外で必要と考える機材があれば別見積もりとしてください。 また、執務室にはエアコンはありますが、OA 機器は設置されていないため、必要に応じ計上ください。  「レンタカー、ドライバー、車両の維持管理費、エアコン、コピー機、プリンター等の維持管理費を一般業務費の見積もりに含める」という部分は、第 1 期(プロジェクト全般)を通じて必要とされる費用を指します。</p>
10	<p>24 頁(12)NBCPP 実施における活動分野の特定</p>	<p>上記とも重複しますが、本プロジェクトでは、調査結果を踏まえてパイロット活動の内容が決定されるが、その内容如何により発生する経費が異なると思われしますので、パイロット活動における経費は別途、</p>	<p>パイロット活動における経費は第 2 期の指示書で詳細を指示しますので、今回は経費を計上する必要はありません。</p>

通番号	当該頁項目	質問	回答(案)
		計上可能という理解でよろしいでしょうか。	
11	24 頁(13)パイロットサイトの選定	パイロットサイトの選定につきまして、該当箇所に「パイロットサイトはベオグラード市及び周辺市から5か所の施設を選定する予定である」との記載があります。ここでの具体的なイメージとしまして、ベオグラード市、周辺市から5か所の強化すべき活動を行っている医療施設を選定する、ということになりますでしょうか。	「強化すべき活動を行っている医療施設」の意味するところが不明であり、ベースライン調査の結果を踏まえて、ニーズ、自治体の実行能力、既存の保健医療施設等様々な要素を考慮し、セルビア側と協議をしてパイロットサイトを5か所選定します。
12	25 頁(2)パイロットサイトにおける優先活動の着手・実施	下から3行目「パイロットサイトはベオグラード市及び周辺市から5か所の施設を選定する予定であり、2カ月に1回2-3日程度の専門家及びカウンターパートによる現地訪問、半年に一度30人程度のワークショップの開催を想定している」とありますが、ワークショップ参加者への交通費、日当、宿泊、会場借り上げ、昼食等にかかる見積もりは計上が必要でしょうか。また、参加者交通費、日当、宿泊、昼食代に係るJICA事務所の規定額をお教え下さい。	会場借上に必要な経費を計上ください。また昼食に係る費用も会場借上に係る経費として併せて計上ください。研修に係る旅費・交通費、日当は先方保健省の負担となっているため、計上する必要はありません。
13	26 頁7. 成果品等 (1)報告書	ワークプラン、プログレスレポートに関しましては、業務開始からの設定になっておりますが、業務開始は国内作業開始時を指すのか、現地作業開始時を指すのかどちらでしょうか。	ワークプランに関しては業務開始=国内作業開始時、プログレスレポートに関しては業務開始=現地作業開始時としてください。
14 (修正)	指示書4.業務の範囲、(7)我が国地方自治体との連携		原文「セルビアの首都ベオグラード市と神奈川県横浜市が姉妹協定の締結を計画していることを踏まえ、本案件では横浜市に技術的な面でのサポ

通番号	当該頁項目	質問	回答(案)
			<p>ートを依頼しているところである。」と記載しているものを、「昨年横浜市がベオグレード市を訪問したことを端緒に大学間での連携等が検討されていることを受けて、本案件では横浜市(横浜市傘下の機関を含む)に技術的な面でのサポートを依頼しているところである。」に変更いたします。</p>
15 (修正)	指示書 4.業務の範囲、(7)我が国地方自治体との連携		<p>原文「なお、臨床面に関しては横浜市立大学医学部にサポートを依頼する。」と記載しているものを、削除いたします。</p>
16 (修正)	指示書 7.成果品		<p>原文「モニタリングシート(Ver.3)提出時期:2016年11月」記載しているものを、「2016年12月」に変更いたします。</p>

以上